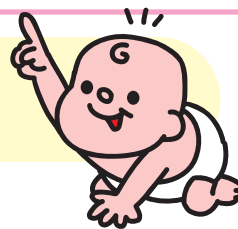


# 乳幼児医療費助成制度のご案内



乳幼児医療費助成制度は、乳幼児の疾病の早期発見と早期治療を促進し、乳幼児の健康増進を図ることを目的としています。

## 1 乳幼児医療費助成制度のしくみ等

### ①助成対象

6歳未満の乳幼児を監護している方が助成対象となります。  
重度心身障害者医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度を受けている方は助成対象となりません。  
また、転入された方は転入した日の翌月からの対象となります。  
助成を受けるには登録が必要となります。

### ②助成額

乳幼児1人1ヶ月の医療費自己負担額（外来、入院、歯科）の合計のうち下記の金額を助成します。  
市町村民税課税世帯 …… 自己負担額の合計から3,000円を控除した金額  
市町村民税非課税世帯 …… 自己負担額の合計の金額  
保険診療外（差額ベッド代、食事療養費、予防接種、薬剤容器代等）、高額療養費、各医療保険の附加給付分は除きます。  
証明手数料については、1件50円の助成となります。

### ③支給申請

支給申請書により医療機関の証明を受けるか、診療点数と受領印のある領収書（レシートは不可）を役場へ提出して下さい。

（注）支給申請の期限は診療月の翌月より6ヶ月となっております、この期限を過ぎると助成の対象になりません。

### ④助成方法

窓口による現金支払い又は口座振込払いとなります。ただし、口座振込払いは預金口座を事前に登録する必要があります。

## 2 登録申請に必要なもの

- ・乳幼児の名前が記載された保険証および印鑑
- ・課税証明書（転入された方のみ）
- ・口座振込払いを希望される場合は預金通帳（間違い防止のため番号面の写しをとります。）

詳細につきましては役場本庁保健福祉課又は支所民生課までお問い合わせください。

## 移動援護相談

### の実施

## 県では、平成17年度移動援護相談を実施します。

これは、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金や戦没者等の妻に対する特別給付金、遺族年金、旧軍人軍属の恩給や扶助料、平和祈念事業特別基金の書状等贈呈事業などに関する受給の手続きなどの疑問点について県庁社会福祉課の職員が直接相談に応じるものです。

日程につきましては、下記のとおりです。詳細については、県庁社会福祉課恩給係、電話099-286-2828へお問い合わせください。

なお、関係資料がありましたら会場へお持ちください。

記

|    |   |   |
|----|---|---|
| 1日 | 時 | 平成17年7月21日(木)<br>午前10時30分から午後3時まで<br>(受付は午後2時30分まで) |
| 2会 | 場 | 錦江町役場本庁2階会議室  |